

東海市乳児等通園支援事業等キャッシュレス決済導入等事業 仕様書

1 物件名

東海市乳児等通園支援事業等キャッシュレス決済導入等事業

2 本事業の目的

令和8年（2026年）4月から本市で開始する乳児等通園支援事業や現在運用している一時預かりサービス等の利用者負担分の徴収をキャッシュレス決済化することにより、現金の集金におけるリスクを解消するとともに、集金事務の効率化、利用者の利便性の向上を図ることを目的とする。

3 キャッシュレス決済導入等事業契約期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで。

キャッシュレス決済の利用開始は令和8年（2026年）4月1日を予定しており、必要に応じ年度単位で更新する。

4 対象施設、集金内容

施設	集金内容
保育園	一番畠保育園
	名和保育園
	名和東保育園
	渡内保育園
	平洲保育園
	木庭保育園
	みどり保育園
	明倫保育園
	富木島保育園
	東山保育園
	大田保育園
	高横須賀保育園
	横須賀保育園

	養父保育園	
	加木屋保育園	
	三ツ池保育園	
	大堀保育園	
	加木屋南保育園	
子育て支援センタ	子育て総合支援センター	・乳児等通園支援事業利用料金 (子育て総合支援センターのみ実施)
	南部子育て支援センター	・一時預かり事業利用料金
児童発達支援センター	あすなろ学園	・乳児等通園支援事業利用料金

5 業務内容

主な業務内容は以下のとおりとする。

- (1) システムの提供
- (2) システムによる利用者からの集金
- (3) システムにより集金した金額の納付
- (4) 運用業務に必要なマニュアルの提供
- (5) 運用に係る操作説明会（運用開始前計2回）
- (6) 運用開始後の支援

※本市は、受託者を地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に指定する。

ただし、現金での支払いを希望する利用者の徴収等については本業務の対象外とする。

6 納付

- (1) 指定納付受託者は、納入義務者からの委託を受け、東海市に納付すること。
- (2) 納付金は、月ごとに締め、当該月の翌月に納付すること。
- (3) 納付金は、納入義務者等が選択するクレジットカード等の支払方法の種類を問わず、原則として一括して納付すること。

(4) 指定納付受託者は、月ごとの納付金の内訳明細（対象ごと、請求内容ごと）のデータを入金予定日の5日前までに提示すること。

7 支払い

(1) 支払いは運用開始の月を始期とした月払いとする。

(2) 契約金額は立替金と相殺することなく、別途請求書により本市から指定納付受託者に支払う。

8 施設運営状況

(1) 保育園

ア 開園時間	午前7時30分から午後7時まで
イ 休園日	日曜・祝日 年末年始（12月28日から1月3日まで）

(2) 児童発達支援センター

ア 開園時間	午前8時30分から午後5時15分まで
イ 休園日	土曜・日曜・祝日 年末年始（12月28日から1月3日まで）

(3) 子育て総合支援センター

ア 開館時間	午前9時から午後4時まで (一時預かり事業は午前9時から午後7時まで)
イ 休館日	原則月曜日（月曜日が祝日に当たるときはその後の最も近い休日でない日） 年末年始（12月28日から1月3日まで）

(4) 南部子育て支援センター

ア 開館時間	午前9時から午後4時まで
イ 休館日	土曜・日曜・祝日 年末年始（12月28日から1月3日まで）

9 決済サービスの要件

受託者が提供するサービスは以下の全てを満たすこと。

(1) 下記の全ての方法で決済できること。

ア 二次元コード決済

イ クレジットカード決済

(2) 利用者が所持するスマートフォン等を使用して、対象施設にあらかじめ設置する二次元コードを読み取り、必要事項を入力することで電子決済が可能であること。

(3) 利用者は、決済サービスに係る事前登録が不要であり、支払いに際し、特定のスマートフォンアプリの利用を必須としないこと。

- (4) キャッシュレス決済に必要な全ての情報は、利用者が入力することができ、施設職員が支払内容を確認できること。
- (5) キャッシュレス決済完了後、支払った利用料が確認できる支払確認画面が利用者のスマートフォン等で表示され、施設職員が支払内容を確認できること。
- (6) 利用者が希望する場合は、利用者のメールアドレス宛に、支払結果を送信することが可能であること。
- (7) 金額誤りや二重決済等が発生した際に、30日以内であれば決済手数料無料でキャッシュレス決済の取消が可能であること。
- (8) 利用者の決済手数料が無料であること。
- (9) 対象施設ごとに決済サービスのアカウントを付与し、施設職員が決済サービスにログインすることで、利用者ごとの以下の情報が、決済完了後、即時に確認可能であること。
- ア 支払いを行った日時
 - イ 支払者の氏名
 - ウ 支払内容の以下の内訳
 - （ア）乳児等通園支援事業利用料金
 - （イ）一時預かり事業利用料金（緊急一時サービス）
 - （ウ）一時預かり事業利用料金（非定型サービス）
 - （エ）保育園職員等給食費

※上記4種類の区別が可能であれば、必ずしも上記名称である必要はない。

エ 支払金額

- (10) 利用者ごとの(9)の情報が記載された月単位の一覧表（csvデータ）が管理サイト等から出力可能であること。
- (11) 決済サービスの利用に関して、市及び利用者からの問い合わせが可能であること。
- (12) 施設にインターネット環境がない場合でも利用可能なサービスであること。

1.0 指定納付受託者の指定

本業務遂行にあたり、受託者は指定納付受託者の指定にあたって必要となる情報の提供等、指定事務の円滑な遂行に協力すること。

1 1 納付に係る事務の中止又は停止

受託者は、次のいずれかに該当する事由が発生した場合は、あらかじめ又はやむを得ない場合は事後その旨を本市に通知し、納付に係る事務を中止又は停止することができる。

- (1) 納付事務の履行の際に用いる決済サービスの保守を定期的又は緊急に行う等、受託者の実施している事務の運用上又は技術上、中止又は停止することがやむを得ない場合
- (2) 地震、水害、火災等の天災地変、停電若しくは通信回線の事故又は戦争、騒乱、テロ等、受託者の責めに帰することができない事由により、納付に係る事務の継続が不可能となった場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、受託者が実施しているサービスの運用上又は技術上、中止又は停止することがやむを得ない場合

1 2 システム障害等の際の対応

インターネット回線による申請データの送信又は決済状況等の閲覧及びダウンロードが不可能な場合の対応は、以下のとおりとする。

- (1) インターネット回線が長時間不通となった場合等により、インターネット回線による申請データの送受信又は決済状況の閲覧及びダウンロードが不可能になった場合、本市及び受託者で必要な事項を協議し、記録媒体（D V D等）によりそれらのデータの連携を行うものとする。
- (2) 記録媒体等の搬送に係る費用の負担区分は、通信不能の原因に基づき、下記のとおりとする。
 - ア 本市の責めに帰すべき事由による場合は、本市の負担とする。
 - イ 受託者の責めに帰すべき場合による場合は、受託者の負担とする。
 - ウ インターネット回線に不通による事由の場合は、本市及び受託者が等分に負担する。
 - エ 不能の事由が不明な場合は本市及び受託者が等分に負担する。

1 3 免責

受託者は、次の各号について一切の責任を負わないものとする。

- (1) 申請者等の操作環境に起因する一切の不具合

- (2) 天災地変、戦争、内乱、暴動、停電、通信回線不良その他の不可抗力により生じた損害
- (3) 決済サービスの保守等、運用上又は技術上業務を中止する必要があると受託者が合理的に判断した場合における損害
- (4) 電気通信事業者の提供するサービスの不具合によって生じた損害

1 4 報告及び検査

- (1) 受託者は、契約期間の役務の完了後、遅滞なく完了届により、役務が完了した旨を報告するものとする。
- (2) 本市は、必要があると認めるときは、受託者に対して、納付事務の履行状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- (3) 本市は、必要があると認めるときは、受託者に対して、納付情報等の関係書類の提出を求め、納付に関する受託者の帳簿、書類その他の物件等の検査を行うことができる。
- (4) 本市は、上記の報告及び検査により受託者の業務履行が不適当と認めたときは、その是正を求めることができるものとし、受託者は、本市から是正を求められたときは誠意をもってこれに対処し、書面によりその処理結果を本市に報告するものとする。
- (5) 本市は、必要があると認めたときは、受託者に対し、財務諸表等により、経営状況の報告を求めることができる。

1 5 業務の引継ぎ

契約の終了事由の如何を問わず、サービス利用期間が延期することなく終了となる場合には、本市の指示のもと、サービス終了期間終了日までに利用者が継続して電子納付を行うことができるよう必要な措置を講じること。

1 6 その他

- (1) 個人情報等の取扱いについて、個人情報特記事項を順守すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項並びに疑義の生じた事項については、発注者と受注者双方協議の上決定する。